この文章は、「今治市ともに生きる社会づくり条例（案）に対する意見募集について」の説明です。全部で２ページあります。１ページ目です。

今治市ともに生きる社会づくり条例（案）に対する意見募集について

今治市では、すべての人が一人ひとりの多様性を尊重し、互いにその人らしさを認め合い、生涯にわたって安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、その理念を定める条例の制定に向けて、準備を進めています。

このたび、「今治市ともに生きる社会づくり条例（案）」がまとまりましたので、市民の皆様に公表するとともに、ご意見を募集します。

募集案件．　今治市ともに生きる社会づくり条例（案）

参考しりょう．　今治市ともに生きる社会づくり条例【解説書】（案）

募集期間．　令和６年10月２日（水曜日）から令和６年10月15日（火曜日）まで

意見提出者の条件．

１．今治市内にお住まいのかた

２．今治市内に事務所・事業所を有する個人及び法人

３．今治市内の事務所・事業所にお勤めのかた

４．今治市内の学校に在学中のかた

　提出用紙．　意見提出様式

または今治てのひら市役所（オンライン申請）の意見提出フォーム

提出方法．　持参、郵送、ファクシミリ、電子メール、今治てのひら市役所（オンライン申請）

持参、郵送、ファクシミリ、電子メールの場合は、意見提出様式に明記し、担当部署まで提出してください。今治てのひら市役所（オンライン申請）の場合は、フォームに直接入力してください。これらの提出方法が難しいかたは、担当部署までご相談ください。



「今治市ともに生きる社会づくり条例（案）に対する意見募集について」の説明、２ページ目です。

　担当部署（問合先）．

〒794-8511

今治市別宮町一丁目４番地１

今治市　市民参画課　共生社会推進室

直通の電話番号．0898－36－1521

代表のファックス番号．0898－32－5211

Ｅメールアドレス．siminsankaku@imabari-city.jp

その他．

このホームページによるほか、市民参画課の窓口でも閲覧できます。

お寄せいただいたご意見は、担当課で整理・集約したうえ、市の考え方とともに公表する予定です。このため、個々のご意見に対し個別に回答することはありませんので、あらかじめご了承ください。

今治市情報公開条例第７条に規定する非公開情報に該当するものは公表いたしません。

ご意見を受領したことに対する確認の連絡はいたしません。

以上で、「今治市ともに生きる社会づくり条例（案）に対する意見募集について」の説明を終わります。